

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

令和6年11月7日

国土交通省東北運輸局 山形運輸支局

山形県初！自家用車活用事業を許可しました

～全ての曜日で「日本版ライドシェア」を実施～

この度、東北運輸局山形運輸支局は、尾花沢市におけるタクシー不足を補うため、タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送（自家用車活用事業）許可申請について、山形県で初めて許可しました。

また、自家用車活用事業の全ての曜日での実施は東北地方初です。

当該地域は、銀山温泉等の著名な観光地を有し、特に冬期は、旺盛なタクシー需要が見込まれることから、全ての曜日で実施することとなったものです。

今後、タクシー事業者の管理の下で安全・安心を確保しつつ、需要に応じていくことが期待されます。

○自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は「日本版ライドシェア」とも呼ばれており、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

○許可事業者（尾花沢市を許可地域とする自家用車活用事業）

許可日	事業者名	営業所名	使用車両数
R6.11.7	(株)尾花沢タクシー	本社	2台

○許可地域及び実施時間帯

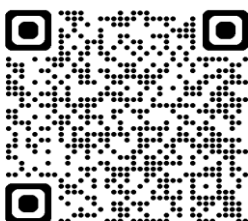
- ・許可地域 尾花沢市
- ・実施時間帯 全日 16時台～20時台

○サービス開始時期等の詳細に関しては、タクシー事業者にお問い合わせください。

○東北管内で許可した事業者の一覧は、随時、ホームページで公表していますので以下のリンクをご覧ください。

- ・許可事業者一覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html>（東北運輸局 HP）
（下記QRコードからもご覧いただけます）

東北運輸局 HP



<問い合わせ先>

○山形運輸支局輸送監査部門 担当 角張・本間

TEL：023-686-4711

（音声ガイダンス3）